

駒場苑グループ

リスクマネジメント指針

1. リスクマネジメントの基本的考え方

生活において事故のリスクはつきものだが、できる限り事故を少なくし、被害を最小限にしていく。ただし、リスクマネジメントを重視しすぎて、拘束など行動制限に繋がるような事はその方の尊厳を奪うため、拘束までの事故対策はせず、それ以外のレベルでできる対策を考えていく。

2. リスクマネジメントの基本の方針

1) リスクマネジメントの体制

担当者を決め、リスクマネジメント委員会を設置し施設全体で取り組みます。

① リスクマネジメントの担当は施設長、各主任、ケアマネ（特養では看護師や管理栄養士）がチームで行います。

② リスクマネジメント委員会は、

施設長：リスクマネジメントの責任者・リスクマネジメントの指針の浸透・研修の企画（年1回）

主任（GHはホーム長）：各マニュアル、事故報告書、ヒヤリハットの書式等の原案、更新案の作成・指針の推進・リスクマネジメント対策の徹底

ケアマネ：指針を踏まえたケアプラン作成・チームケアのまとめ役

相談員：ご家族への指針の発信、事故ヒヤリハットの統計・事故発生時のご家族連絡、新規利用者の事故の既往の把握と対応策

看護師：指針推進・利用者の健康管理、医師、医療機関との連携・発生時の処置

管理栄養士：指針の推進・お好きな食べ物等での栄養量向上の検討

※相談員、看護師、管理栄養士は特養のみ。GHは介護職

以上のメンバーで、月1回委員会でそれぞれの役割をもとに話し合いを行います。

2) 平常時の対応

平常時はその人らしい生活をして頂けるように自由な環境作りを行う。

3) 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、下記のように速やかに対応します。

① 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。関係各部署及び家族等に速やか

に連絡し、必要な場合は措置を講じます。状況により医療機関への受診が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故・ヒヤリハット報告書」で速やかに報告します。報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載するようにします。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの報告書に基づき、家族、担当ケアマネジャー（当該利用者がショートステイ利用者の場合）に報告を行います。必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告を行います。

④損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当苑の加入する損害賠償保険で対応します。

4) 報告後の対応

①報告システムの確立

情報収集のため、事故・ヒヤリハット報告書を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、事故を再発しないための対策を立てるために用います。

② 事故要因の分析

収集した情報をもとに、「分析」⇒「要因の検証と改善の立案」⇒「改善策の実践と結果の評価」⇒必要に応じた取り組みの改善」と言ったP D C Aサイクルによって活用します。また、その過程において自施設における事例だけでなく、他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

③ 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、全職員に周知徹底を図ります。

3. リスクマネジメントに関する職員教育

介護に携わるすべての職員に対して、リスクマネジメントの基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた励行を図り職員教育を行います。

① 定期的な教育・研修（年1回）の実施

※研修実施の際は施設長とリスクマネジメント担当を企画者として実施します。リスクマネジメントの場合、食事、排泄、入浴、介護技術のケアの向上がそれぞれの予防に繋がっている場合が多いため、これらの研修を行う事もリスクマネジメントの研修の一部と位置づけます。

② その他、必要な教育・研修の実施。

4. リスクマネジメント指針の閲覧について

この指針は、駒場苑の「共有」→「駒場苑グループマニュアル」→「駒場苑グループ指針」のフォルダ内で、いつでも自由に閲覧することができます。

5. その他の災害等への対応

火災・大規模地震等の災害によるリスクの回避・軽減のため、下記の手順で対応します。

- 1) 防災計画の作成
- 2) 非常災害のための体制（自衛消防組織等）
- 3) 近隣住民との防災協定の締結
- 4) 避難誘導訓練・消火訓練等の実施
- 5) 避難・消火・通報装置等の設置及び保守点検
- 6) 非常用食品等の備蓄
- 7) 上記体制の周知のための職員教育

平成 24 年 5 月 1 日 施行

平成 27 年 10 月 18 日 改定

平成 29 年 10 月 24 日 改定

平成 30 年 10 月 5 日 改定

平成 31 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 4 月 1 日 改定